

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた 市民による救急蘇生法の指針について

厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の感染流行を踏まえ、市民による救急蘇生法の指針が示されました。（令和2年5月21日）

※詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）」を参照。

つきましては、心肺蘇生法を実施する場合には、次の内容を参考にして下さい。

基本的な考え方

- 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル（ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気）を発生させる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応します。
- 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫と AEDによる電気ショックを実施します。
- 子どもの心停止に対しては、講習を受け人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、人工呼吸も実施します。

※ 子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高いとされています。

心肺蘇生法の具体的な手順

観 察

「反応の確認」「呼吸の確認」の際に、傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないように実施します。

胸骨圧迫

胸骨圧迫開始前にハンカチやタオルなどを傷病者の鼻と口に被せ、エアロゾルの飛散を防ぎます。マスクや衣服などでも代用できます。

胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組み合わせ

成人に対しては、救助者が講習を受け人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけを続けます。

子どもに対しては、講習を受け人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせて実施しますが、手元に人工呼吸用の感染防護具があれば使用します。

感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけを続けてください。

心肺蘇生の実施後

傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と流水で手と顔を十分に洗ってください。

鼻と口に被せたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄することが望ましいです。

※上記に記載がない点は、従来どおりの救命処置を実施してください。

「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の P18～「V 一次救命処置」参照

※新型コロナウイルス感染症に関する新たな知見や、感染の広がり状況などによって指針が変更される場合があります。その際には最新の指針を参考として下さい。